

次世代育成支援対策資産の導入を目標として掲げ、 くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得すると、税制優遇(くるみん税制) が受けられます!!

1 くるみん税制とは？

○平成27年度からのくるみん税制は、企業が、「次世代育成支援対策資産」を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、又は、プラチナくるみん認定を受けた場合に、その資産について、**割増償却**ができることとするものです。

また、くるみん税制は平成29年度末（平成30年3月31日）までの**3年間延長**されました。

◇くるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に初めてくるみん認定(※1)を受けた企業は、**認定を受けた事業年度(1年間)**に、企業・資産の種類の区分に応じて、以下の割増償却率の割増償却の適用が受けられます。

(※1) 法人事業主にあっては平成23年4月1日から平成30年3月31日までの期間、個人事業主にあっては平成24年1月1日から平成30年3月31日までの期間における最初の認定であることが必要です。



資産の区分	企業の区分	常時雇用する労働者が101人以上のくるみん認定企業(※2)	常時雇用する労働者が100人以下のくるみん認定企業(※2)
建物及び建物附属設備		24%	32%
車両・運搬具及び器具・備品		18%	24%

(※2) 常時雇用する労働者数は、行動計画届出時の数字です。

◇プラチナくるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に初めてプラチナくるみん認定を受けた企業は、**認定を受けた事業年度から3年間**、資産の種類の区分に応じて、以下の割増償却率の割増償却の適用が受けられます。



資産の区分	全てのプラチナくるみん認定企業
建物及び建物附属設備	15%
車両・運搬具及び器具・備品	12%

2 くるみん税制の対象資産と行動計画への記載方法について

○税制優遇の対象となる「次世代育成支援対策資産」は、以下の通りです。

(*印の資産は、その雇用する従業員向けの資産である必要があります。)

■全事業主に認められる対象資産

- 事業所内保育施設
- 授乳コーナー*
- 女性用休憩室*
- 更衣室(男女別)*
- 多目的トイレ*
- 一定のテレワーク(在宅型)用電気通信設備*
- 事業所内保育施設と同時に取得した一定の遊戯具、家具、防犯設備

■医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害福祉事業を営む事業主についてのみ認められる対象資産

- 乗降補助装置付き自動車
- 特殊浴槽
- 特殊寝台
- 車椅子一体型寝台
- 移動用リフト
- 自動排泄処理装置

※対象となる資産には、それぞれ一定の要件があります。対象資産の詳細については、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

の「税制優遇の対象資産となる「次世代育成支援対策資産」とは？」をご覧ください。



○税制を受けるためには、上記の資産について、**認定の対象となった一般事業主行動計画に当該資産の導入を目標として掲げ、かつ、当該行動計画期間内に導入する必要があります。**(例：授乳コーナーを平成〇〇年度までに東京事務所に導入する。)なお、計画期間の途中で計画変更を行って、変更後の一般事業主行動計画に記載した資産も、税制優遇の対象ですが、認定後に導入した資産については対象となりません。

3 くるみん税制を受けるまでの流れ

①次世代法に基づく行動計画に、くるみん税制の適用を受けたい「次世代育成支援対策資産」の導入を目標として書き込む（例「授乳コーナーを、平成〇〇年度までに東京霞ヶ関事務所に導入する」）

②行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施し、同計画に記載された「次世代育成支援対策資産」を行動計画期間内に実際に導入する

③行動計画期間が終了し、都道府県労働局雇用均等室に「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を申請する際に、必要書類を提出する

④導入した資産が、告示に定められた「次世代育成支援対策資産」の条件を満たすことが確認された場合、「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」時に、認定通知書（押印された一覧表（くるみん税制の適用を申請する資産のリスト）を含む）が交付される

⑤認定通知書（押印された一覧表を含む）を持参し、税務署にくるみん税制適用を申請する

4 割増償却の適用イメージ（くるみん認定・32%割増償却の場合）

○割増償却とは、普通償却額を一定期間割り増しして償却する方法です。

（計算式） 割増償却額＝固定資産の普通償却額×割増償却率

○例えば、企業が1000万円の資産を購入し、その資産を10年で減価償却を行う場合、

（計算式） $1000（万円） \div 10（年） = 100（万円/年）$ （※3） となり、

通常は1年あたり100万円を損金に算入できますが、この年度に32%の割増償却が認められた場合、この額が32%（割増償却率）増加し、

（計算式） $100（万円/年） \times (0.32 + 1) = 132（万円/年）$ となり、

通常よりも32万円多く損金に算入できます。これにより、**企業の所得が最大32万円圧縮**されるため、これに法人税率をかけた分だけ、当該年度の法人税納税額が低くなります。

（※3：定額法の場合）



<例>資産を導入して2年目の事業年度に、プラチナくるみん認定を取得した場合（15%の割増償却の場合）

※プラチナくるみん認定は、認定を受けた事業年度から3年間、割増償却が適用されます。

経過年数	当該年度の償却費	
1年目	100万円	← 税制の対象となる「次世代育成支援対策資産」を導入
2年目	115万円	← プラチナくるみん認定取得、割増償却開始（3年間）
3年目	115万円	
4年目	115万円	← 割増償却終了
5年目	100万円	
...	...	
9年目	100万円	
10年目	55万円	← 割増償却により15万円×3年間＝45万円、既に減価償却しているため、その分10年目の償却費は少なくなります。



以上のように、2年目～4年目にかけて、毎年度15万円多く損金に算入され、3年間で計45万円企業の所得が圧縮されるため、それぞれの事業年度において、これに法人税率をかけた分だけ、法人税納税額が低くなります。これにより、企業には資金が早期に留保され、当該資金を新規投資等に活用することができます。

くるみん税制申請書 記入例
(授乳コーナーを設置し、くるみん税制を利用する場合)

申請を行う事業主の氏名（記名押印又は自筆による署名）及び名称、住所を記入してください。
代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名（押印不要）
を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名
押印等をしてください。

この申請書を提出する日を記入してください。

申請者の区分、
一般事業主行動計
画策定・変更届の
届出時点での常時
雇用する労働者の
数、主たる事業を
記入してください。

[illegible]

税制を受けようとする行動計画の計画期間を記入してください。

税制を受けようとする次世代資産を導入したことを証明する書類等を記入してください。

税制を受けようとする次世代資産を導入した事業所に、導入した次世代資産の数を記入してください

行動計画期間
において導入し
た、税制を受け
ようとする次世
代資産の名称を
記入してください。

税制を受けようとする次世代資産を導入した時期を記入してください。

税制を受けようとする次世代資産について、一般事業主行動計画においてどのように記載していたか、記入してください。

税制を受けようとする次世代資産を導入した事業所及びその住所を記入してください。

税制を受けようとする次世代資産を導入した事業所の主たる事業を記入してください。

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名（押印不要）を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。

この申請書を
提出する日を記
入してください。

様式第2号

次世代育成支援対策資産点検表

次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却（くまみん税制）を受けたいので、申請に係る資産が平成27年厚生労働省告示第233号に規定する次世代育成支援対策資産であることについて、下記の確認事項を満たすことを証明し、次のとおり申告します。

平成 28年 4月 1日	労働局長 殿	申請事業主 住所 〒123-4567 東京都〇〇区△△ □丁目××番 又は 名称 株式会社 次世代商事 代理人 氏名 次世代 友則 代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名（押印不要）を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。 申請事業主 住所 〒 又は 社会保険労務士 （提出代行者・事務代理者） 氏名 印 印
-----------------------	--------	---

共通確認事項	
税制優遇措置を受ける条件	【くるみん認定を取得し、くるみん税制の適用を希望する場合】 以下に掲げる期間において、くるみん認定を初めて受ける必要があります（個人事業主の平成23年12月31日以前、法人事業主の平成23年3月31日以前の認定は回数に含まれません）。 以下の期間において、くるみん認定を受けるのははじめてですか。 ア 個人事業主の場合、平成24年1月1日から平成30年3月31日まで イ 法人事業主の場合、平成23年4月1日から平成30年3月31日まで （ はじめてである ・ 上記期間に、既に1回以上くるみん認定を受けたことがある ）
	【プラチナくるみん認定を取得し、くるみん税制の適用を希望する場合】 以下に掲げる期間において、プラチナくるみん認定を初めて受ける必要があります。なお、くるみん認定を平成23年4月1日以降（個人事業主の場合は、平成24年1月1日以降）に受けている場合であっても、プラチナくるみん認定の取得について、くるみん税制は受けられます。 以下の期間において、プラチナくるみん認定を受けるのははじめてですか。 ロ（個人及び法人事業主ともに）平成27年4月1日から平成30年3月31日まで （ はじめてである ・ 上記期間に、既に1回以上プラチナくるみん認定を受けたことがある ）

① 資産番号		②次世代育成支援対策資産欄 （税制優遇措置の適用を希望するものすべてを○で囲んで下さい。）	③確認事項欄 （一般事業主行動計画に導入を目標として掲げた自社の次世代育成支援対策資産について、以下に掲げる事項について確認できたら、「④「確認済欄」の□に✓を入れて下さい。「※処理欄」には何も記入しないで下さい。）	④確認済欄	⑤※処理欄
1～2	略	略	略	☐	☐
3	授乳コーナー		① 一般事業主行動計画に、「授乳コーナー」という記載があり、その導入を目標として掲げており、かつ、当該行動計画期間内に、当該授乳コーナーの導入（取得又は建設工事了）を達成しましたか ② 当該授乳コーナーには、①（授乳用の）椅子及びおむつ交換台、又は、②（授乳用の）椅子及びベビーベッドのいずれかが設置されていますか ③ 当該授乳コーナーは、自社の雇用する労働者のための施設ですか ④ 以下の提出書類は、すべて揃っていますか ・必要事項が記載された次世代育成支援対策資産一覧表（様式第1号） ・必要事項が記載された次世代育成支援対策資産点検表（様式第2号） ・当該授乳コーナーに係る領収書、契約書等（日付が入っているものに限り。） ・当該授乳コーナーを導入した事業所の就業規則、社内周知文書等で、当該授乳コーナーを自社の雇用する労働者のために設置したことが分かる書類又は図面等 ・当該授乳コーナーに係る写真（1つの授乳コーナーにつき3枚以上であって、①授乳コーナーの全景、②設置された椅子、③設置されたおむつ交換台又はベビーベッドを映したものを含むこと。）	☒ ☒ ☒ ☐	☐ ☒
4～18	略	略	略	☐	☐

くるみん認定
を取得し、くる
みん税制の適用
を希望される方
は、表に掲げら
れている期間に
おいて、初めて
の認定であるか
確認し、○で囲
んでください。

確認事項が
確認できた場
合は、「確認
済欄」の□に
✓を入れて下
さい。

プラチナくる
みん認定を取得し、プラチナくるみん税制の適用を希望される方は、表に掲げられている期間において、初めての認定であるか確認し、○をつけてください。

税制優遇措置
の適用を希望す
るすべての次世
代資産を○で囲
んでください

※事業所内保育施設に対し税制優遇措置の適用を希望される方は、別途、「税制適用事業所内保育施設申告書」（様式3号）及び「事業所内保育施設利用幼児数等報告書」（様式4号）の提出が必要となります。

くるみん等認定の都道府県労働局への申請、くるみん税制利用の際の税務署への提出書類について、詳しくはこちらまで。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省・都道府県労働局

